

別添3

安委第66号
平成23年12月26日

内閣総理大臣 殿

原子力安全委員会委員長

平成23年12月22日付で原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づいて意見を求められた件について、同項の規定に基づき別添のとおり原子力安全委員会の意見を述べます。

(別添)

平成23年12月22日付で原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づいて意見を求められた件については、差し支え無い。なお、以下の点に留意すること。

また、「原子力緊急事態の解除を行う旨の公示等に係る技術的助言の基本的考え方について」(平成17年10月17日原子力安全委員会了承)も併せて参照してください。

1. 東京電力株式会社福島第二原子力発電所の一部の設備については、仮設設備となっており、これらの設備について適切に維持管理を行うこと。また、計画的に仮設設備の依存度を下げること。
2. 残留熱除去系の一部等の安全設備が復旧していないことから、それらが復旧するまでの間、状況に応じて適切な管理を行うこと。また、自然災害等に備えて、更なる安全確保に万全を期すこと。
3. 作業員の安全を含め安全管理に徹底を期すこと。
4. 冷温停止にいたるまでに、通常時とは異なる圧力・温度等の履歴があったことを踏まえ、施設に対するこれらの影響を検討すること。